

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 4 年 6 月 2 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第4号）

令和4年6月23日

開　　議	9時30分
日程第1	一般質問

○田中副議長 おはようございます。

福山晴美議長は、病気療養のため、本定例会会期中の会議を欠席する旨の届出が出ておりますので、本日の議事運営につきましても、地方自治法第106条第1項の規定によりまして、引き続き副議長の私、田中宏幸が議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○田中副議長 日程第1 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、10番、玉田隆紀議員、9番、大上正春議員、5番、奥田富代子議員、13番、市來利恵議員、6番、尾和正之議員、以上6名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問するため、市來利恵議員から、資料等印刷物の配布許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁ともに簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い、一問一答方式で質問を行います。

今議会では、広報無線放送について、ゼロカーボンシティについて、物価高に伴う問題についての3点お伺いいたします。

最初に、広報無線放送について質問を行います。

当市の広報無線放送については、たしか令和元年度までに、これまでのアナログ放送からデジタル放送設備に更新し、各地区にくまなく放送内容が聞こえるよう改善していただき、市民の皆さんにも大変喜ばれていますが、その反面、放送設備の下にある家庭では、雑音になっていることや、また状況によっては聞こえの悪い地

域があるようです。

そのため市では聞こえなかった場合に備えて、市民の皆さんにメール配信や電話応答サービス等により放送内容の確認ができるようにしていただいています。しかし、場合によっては、メール操作ができない方やメールを受け取る環境にない方もおり、困っているのが現状かと思えます。

実際、広報無線放送が必要になるのは、特にこれからの台風の時期であり、避難勧告等の発令が非常に大事な広報となります。この時期は雨戸を閉めるなどして、比較的よく聞こえる場所でも聞こえにくくなるため、避難勧告等の発令時は、エメールアドレスにより周知していただいています。先ほども申し上げたように、メールでの情報伝達ができない方もおられます。

これらの理由により、全国自治体の一部では、戸別受信機を無償で貸し出している市町村もあり、その状況は家の中でラジオを聞くような感覚であるとも言われています。

そこでお尋ねいたします。1点目として、岩出市広報無線設置及び管理規則第8条では、放送時刻は正午と午後3時の2回とする。ただし、必要がある場合は、管理者の承認を得て臨時放送することができるかとされています。しかし、現在の午前10時にワクチン接種の放送されるなど、増加し、規則が遵守されていないと思えますが、その理由をお伺いいたします。

2点目として、戸別受信機設置に当たっては、以前、1台当たりの費用が高額でしたが、今は安価になっていると聞いています。仮に戸別受信機を設置するとなると、1台当たりの設置費用はどのくらいかかるのでしょうか。

3点目として、市内約2万4,000世帯全戸に戸別受信機を無償で貸出しするとなりますと、多額の費用がかかります。しかし、市民に確実に情報を伝達し、速やかに行動していただく必要がある災害弱者の高齢者や障害者、また広報無線放送の聞こえにくい家庭など、希望者に対しての設置は必要だと思いますので、戸別受信機の設置に向けて、市の見解をお伺いいたします。

○田中副議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 おはようございます。

福岡議員1番目のご質問、広報無線放送についてですが、広報無線放送は、災害が発生するおそれがある場合などの緊急時に市民の皆さんに取っていただきたい行動などの防災情報や市の行政情報をお知らせしております。

しかし大雨や台風時など窓を閉め切った状況では聞き取りにくい状況となります。

補完対策として、電話応答サービスや岩出市安心・安全メールなどにより、放送内容の確認をすることは可能であります。これらの手段で情報を入手することが困難な方、また緊急時は素早く情報をお伝えする必要があることから、議員ご指摘の戸別受信機の設置が大変有効であると考え、戸別受信機の受信状況や取付費用の調査を進めており、今後必要とすること家庭への設置を前向きに進めてまいりたいと考えております。

なお、ご質問の各項目につきましては、担当部長のほうから答弁させます。

○田中副議長 総務部長。

○木村総務部長 福岡議員ご質問の1点目の管理規則が遵守されていないのは、についてでございます。

広報無線放送は、市の広報活動及び住民相互の連絡を円滑にすることを目的とし、平時は市から行政情報のお知らせを、災害時には避難指示などの避難情報をはじめ避難所の開設状況などの放送を行っております。放送時刻につきましては、先ほど福岡議員からございましたように、岩出市広報無線設置管理規則第8条において、正午及び3時の2回と規定されておりますが、必要と認める場合には管理者の承認を得て、臨時放送をすることができるとなっております。

引き続き広報無線放送を通じて必要な行政情報を市民の皆様にお知らせするとともに、正確で適切な広報無線放送を運営してまいります。

2点目の戸別受信機1台当たりの設置費用は、ですが、一般的なモデルで本体1台当たり約3万円が見込まれます。また、電波の受信状況により、外部アンテナを要する場合は考えられ、その場合は約6万の設置費用が必要と見込んでおります。

3点目の災害弱者等、希望者に対しての戸別受信機設置は、についてですが、近年、激しさを増す台風などの風水害に対応すべく、住宅の防音性、密閉性の向上が高まってきており、気候や風向きによっては放送が聞き取りづらいとのご意見もございます。このことから、現行の防災行政無線を補完する新たな情報手段として、戸別受信機導入の検討を行っており、災害弱者の高齢者や障害者に対応したモデルケースの検討も踏まえ、多様な情報伝達手段を用いて防災情報等の伝達が行えるよう、引き続き研究を続けてまいります。

○田中副議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点について再質問いたします。

最初に、広報無線放送では、以前、何々月間や何々週間といった内容を放送されている場合がありますが、それらについては広報紙やウェブサイトで啓発するなどしていただき、今後、放送内容を精査しながら放送しては、と思いますが、市の見解をお伺いいたします。

次に２点目、戸別受信機の設置に向けて検討するとの答弁でしたが、報道等で、今後、高い確率で発生すると予測されている南海トラフ地震等に備えて、早急に設置していただきたいと思いますが、今後の計画等があればお答えください。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

広報無線放送での内容の精査ということでございますが、先ほどの答弁と重なるところがございますが、市民への広報啓発や行政情報の伝達について、放送する内容の重要度によっては、繰り返し長期にわたって放送する場合も発生すると考えてございます。市といたしましては、引き続き正確で適正な広報無線放送の運用に努めてまいります。

再質問の２点目ですが、戸別受信機の今後の計画等があればということで、広報無線放送を補完するための伝達手段として、戸別受信機の有効性は十分理解しており、今後、災害時における市民等への情報伝達手段の多様化を図るとともに、災害弱者の方々が情報を取得できる戸別受信機の整備などの手法等について、引き続き情報収集、研究を行ってまいります。

○田中副議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中副議長 これで、福岡進二議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 ２番目、ゼロカーボンシティについて質問を行います。

先般、５月６日の新聞報道で、欧州を訪問中の岸田首相は、政府が掲げる２０５０年に温室効果ガスの排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを実現するため、今後１０年で官民合わせて１５０兆円の関連投資を目指す考えを示されていたので、今回、一般質問を行うことにしました。

現在、脱炭素社会の実現に向け、２０５０年度までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明する自治体、ゼロカーボンシティが増加しています。令和元年９月では、東京都や

横浜市など4自治体でありました。しかし、令和2年10月26日、当時、菅総理の所信表明演説の中で、脱炭素社会の実現に向けて、2050年度までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると表明されたことから、その後、宣言を行う自治体が増加し、令和4年2月末には、40都道府県、365市、20特別区、144町、29村の598自治体となり、その総人口は約1億2,000万人となっています。

そこでお尋ねいたします。1点目として、地球温暖化対策の推進に関する法律では、国及び地方公共団体は、温室ガスの排出抑制のため、総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策計画を策定し、実施するよう努めるものとされています。つきましては、市として、温暖化対策の具体的な取組とその検証及び効果はどのようなになっているのでしょうか。

2点目として、現在、ごみの減量化や温室効果ガスを減らすための取組を市広報紙など、様々な場所で工夫を凝らしながら啓発に努めていただいておりますが、二酸化炭素排出実質ゼロを推進する上でも、市として、今後、市民または事業所へ対しての取組はどのように考えているのでしょうか。

3点目として、令和3年6月に、国・地方脱炭素実現会議において、地方公共団体実行計画の再生可能エネルギーの導入目標を設定した地域脱炭素ロードマップが示されています。その中で、政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入、2040年には100%導入を目指すとされていますが、本市において、現在、地域脱炭素ロードマップに示されている太陽光発電設備の設置状況はどのようなになっているのでしょうか。

4点目として、令和4年第1回市議会定例会において同僚議員が一般質問した際、市長答弁では、今後、ゼロカーボンシティ宣言につきましては、具体的な施策等の取組内容が重要となることから、県や近隣市町村の取組内容等を参考に、本市に適した事業について調査研究を行う、と答弁されていましたが、脱炭素社会の実現を表明する自治体は、既に独自の取組を展開しており、特に和歌山県も表明していることから、本市のゼロカーボンシティ宣言に対する市の見解をお伺いいたします。

○田中副議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 福岡議員ご質問の2番目、ゼロカーボンシティについてにお答えをいたします。

令和4年3月定例会一般質問でお答えをしたとおり、本市では、第3次岩出市長期総合計画において、地球温暖化対策の推進を掲げ、脱炭素社会の実現を目指す

しています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市庁舎をはじめ各出先機関や公共施設における温室効果ガス削減のため、第4次岩出市地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの排出量を5年間で5%削減する目標を掲げております。その達成に向けた取組として、議員ご質問の3点目にある太陽光発電設備については、平成11年にサンホールに設置したのをはじめ、令和2年度には二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の採択を受け、総合保健福祉センターに設置をいたしました。そのほかに、岩出中学校、岩出第二中学校、さぎのせ公園に設置をしております。サンホールについては、令和2年度に既存の太陽光発電を更新するための改修工事を行っております。

なお、4点目のゼロカーボンシティの宣言については、今後も国や県内市町村の取組状況を注視するとともに、本市の現状に見合った取組、政策が重要となることから、引き続き調査研究を重ね、慎重に検討してまいります。

なお、詳細については担当部長から説明をさせます。

○田中副議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員ご質問の2番目の1点目、温暖化対策の具体的取組とその検証及び効果はについてお答えいたします。

これまでの取組といたしましては、市民に対して、地球環境問題に対する関心を高めるため、6月の環境月間と12月の地球温暖化防止月間に、岩出図書館において、地球温暖化パネルの展示と関係図書を設置するとともに、広報いわでの啓発に取り組んでいるところです。

また、資源循環型の取組として、ごみの減量、再資源化を目的に、家庭系可燃ごみ袋の有料化を実施しております。効果といたしましては、1人1日当たりの家庭系可燃ごみの排出量は、可燃ごみ袋有料化の前の平成23年度と令和3年度の実績を比較いたしますと、17.9%の減量となっており、クリーンセンター処理施設における負担の軽減が図られたと考えております。

引き続き温室効果ガス削減に向けた取組を行うとともに、全国の地方自治体の取組事例を参考に研究してまいります。

次に、2点目の今後、市民または事業所への取組は、についてお答えいたします。

1点目にお答えした取組のほか、LED防犯灯設置補助事業や岩出市民ふれあいまつりで地球温暖化親子体験教室の開催など、市民への啓発を行うとともに、事業所においては、岩出市エコショップ、エコオフィス認定制度による認定事業所の促進に引き続き取り組んでまいります。

○田中副議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 2点について再質問いたします。

最初に、太陽光発電設備の設置状況については、総合保健福祉センター等、5施設に設置しているとの答弁がありましたが、先ほども申し上げましたとおり、2040年には100%導入を目指すとされています。市として、地域脱炭素ロードマップに示されている太陽光発電設備について、今後の設置計画があればお答えください。

2点目として、ゼロカーボンシティ宣言については検討する、との答弁をいただきました。ゼロカーボン宣言を行った自治体は、国の施策の中で、優先的に優遇されるような発表もあったかと思えます。そのためにも、様々な計画等の策定が必要になってくると思いますが、今後の計画等があれば教えてください。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 まず、2040年の100%ということで、市の計画についてですが、岩出市の公共施設を対象とした第4次岩出市地球温暖化対策実行計画を令和2年度末に策定いたしました。第3次と比較し、第4次では、新たに再生可能エネルギーの導入への配慮という項目を追加し、太陽光発電だけでなく、非化石エネルギー源による発電設備を設置することにより、省エネルギー化の取組を推進しているところ です。

しかし、現在、主要な公共施設の中で、築30年以上を経過している施設が29施設あり、築50年以上を経過している施設は5施設あります。老朽化した施設については、屋上に太陽光発電設備を設置するためには、建物改修が必要になってくる可能性があります。今後の太陽光発電の設置に向けては、施設の特徴や老朽化の程度を考慮し、また、設置や改修に伴う国等の補助金についても注視し、取り組んでまいります。

○田中副議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員の再質問の2点目、ゼロカーボンシティの宣言を行った自治体は、国の施策を優先的に優遇される。今後は、ということですが、ゼロカーボンシティを宣言することにより、各種取組に対して、国からの支援が強化されているところです。本市といたしましては、本市にふさわしい施策を推進するため、必要な調査研究を進めてまいります。

なお、先ほど市長がお答えいたしました国の補助金、補助率4分の3を活用しま

した総合保健福祉センターの太陽光発電設備の設置のほか、同じく令和2年度に既存建築物省エネ化推進事業補助金、補助率3分の1の採択を受け、いわで御殿照明器具LED化や断熱制度向上のための省エネ改修工事を行っております。今後も国の優遇施策を研究し、補助金等の有効活用に努めてまいります。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 3番目、物価高に伴う問題点について質問を行います。

3年目を迎える新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ロシアのウクライナ軍事侵攻から3か月、今、世界は大変な時期を迎えています。アメリカ、EUなどの、いわゆる西側諸国は、ウクライナへの支援とロシアに対して厳しい経済制裁、金融制裁が続けられています。

我が国も資産凍結や輸出入規制等、欧米諸国と足並みをそろえた対応をしていますが、一方、ロシア側の対抗措置として、アメリカ、EU、イギリス、韓国、日本などの48の国と地域を非友好的な国と地域に指定して、経済制裁への対抗措置を取っており、体制の応酬は世界を巻き込み、先行きが見通せない状況となっています。

特にエネルギー資源の大部分を輸入に頼っている我が国としては大変厳しい状況となっており、円安が進み、いわゆるインフレが進行しています。円安が続きますと、我が国の経済に与える影響は大きく、今、ガソリン、食料品、衣類など、あらゆるものの値段が上がっており、国民生活、市民生活に大きな影響が出てきています。

そういった中においても、市行政は停滞することは許されません。住民サービスの低下を来さないためには、今まで以上の効率性が求められるようになると想定しますが、現状において、3点質問させていただきます。

まず1点目ですが、先ほども申し上げたように、円安が原因となる物価高となりますと、輸入に頼っている分野全てに影響が出てきます。例えば、原油が高騰しますと、原油に関わる全てのものに影響が出てくるものと思います。そうなりますと、予算項目に関係なく、例えば、消耗品費はもとより、工事請負費や備品購入費等、あらゆる分野に影響が出てくるものと考えます。

そこでお尋ねいたします。市の予算上、どういう分野で影響が出ているのか、お

伺いたします。

2点目として、学校の給食費であります。現在、大変安価で学校給食を提供していただいておりますが、当初予算の編成時には、今のような物価高が想定されていませんでした。パンや野菜など、学校給食に使用する賄材料においても、物価高の影響は出ているものと考えますが、できるだけ保護者負担が大きくなるようにしていただきたいと思っております。

そこでお伺いしたいのが、まずは学校給食の賄材料に使用する小麦粉や野菜など、平常時からどれくらい値段が上がっているのか、お伺いたします。主なもので結構ですので、種別ごとにお答えください。

また、学校給食法では、賄材料にかかる経費は保護者の負担となっているため、現在、賄材料費等、高騰しているので、学校給食1食分にかかる経費は幾らになるのでしょうか。

3点目として、このような状況の中、令和4年度及び今後の学校給食費の改定はどのように考えているのか、お伺いたします。

○田中副議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 福岡議員ご質問の物価高に伴う問題点についてお答えをいたします。

国の経済は、新型コロナウイルスの影響は緩和されつつあるものの、依然として続いている中、原油や穀物等の価格が高い水準で推移し、食料、飼料、肥料、原料、化石燃料や半導体、原材料等の国民生活や経済活動に不可欠な物資の安定供給が滞り、今後のコロナ禍からの経済社会活動の回復の足取りが大きく阻害されかねない状況となっております。

本市におきましても、物価及び原油価格高騰に伴い、市政運営の多岐にわたり影響を被りつつあると考えております。今後も引き続き経済状況の動向に注視しつつ、本市における影響を見極め、必要な対策を講じてまいります。

詳細については、担当部長から答弁させますので、よろしくお伺いいたします。

○田中副議長 総務部長。

○木村総務部長 福岡議員ご質問の1点目、物価高に伴う市財政への影響についてお答えいたします。

物価及び原油価格高騰に伴い、議員ご指摘の学校給食の賄材料費も含め、当初予算で見込んだ経費が不足することや部材不足に伴い、事業の進捗に遅延が生じることも想定されるなど、市政運営の多岐にわたり影響を被りつつあると考えており

ます。影響の規模の全容は把握できておりませんが、これまで努めてきた経常経費の削減及び自主財源の確保に一層努め、対応してまいります。対応し切れない場合は補正予算による対応も視野に入れ、財政運営に努めてまいります。

○田中副議長 教育長。

○湯川教育長 2点目、3点目について、一括してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、現在の物価高につきましては、令和4年度当初予算の編成時には想定できませんでした。令和4年6月1日現在で様々な分野で1万点以上の品目が値上げの対象となっているとされております。

教育委員会としましては、物価高が続く中において、学校給食については、できる限り品質を維持すること、保護者負担を増やさないことを基本方針として対応しております。

学校給食の賄材料として使用する品目につきましては、小麦粉をはじめ多くの食材がありますが、現段階で値上げとなっている主なものについて、令和3年度との価格の比較で申し上げますと、小麦粉関係で1キログラム当たりの値上がり額は、パン用の国内産小麦で25円、マカロニが47円、焼きそばで45円、ラーメン35円、うどん20円となっております。

野菜関係の1キログラム当たりの値上がり額は、タマネギが110円、白菜が60円、キャベツが50円となっております。調味料においても、ほとんどの品目が値上がりしております。そのほかにも食用油1斗缶で1,600円、サーモンフライが1切れ11円、豚カツも1切れ6円、こういった値上がりとなっております。また、肉類や冷凍食品も値上がりがございます。

1食当たりの値上がり額は、メニューにもよりますが、10円から30円ということになっております。ただ、この値段は6月1日現在の各種品目の価格を参考にしたものであり、今後、さらなる品目の拡大や値上がり額の増額が続けば、大変厳しい状況になると想定をしております。

3点目、学校給食費の改定についてでございますが、令和4年度においては、国の臨時交付金を活用して、賄材料費や光熱費の値上がり分に対応するため、現在、国の提出期限に合わせて実施計画書を作成しているところでございますので、令和4年度の学校給食費の改定は考えておりません。

令和5年度以降につきましては、現状の物価高が拡大するのか、また長期的なものになるのか、あるいは今回の臨時交付金、これ延長されるのかによって、当然違ってまいります。保護者の負担軽減に係る前提条件が整わなければ、学校給食法の

規定に基づき、学校給食費の値上げも検討しなければならないと考えております。

いずれにしましても、今後の賄い材料の価格の変動について注視してまいります。

○田中副議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 再質問させていただきます。

予算全般にわたって影響が出ているということですが、今後まだまだ値上げが想定されています。今回の円安が短期的なものになるのか、長期的なものになるのか、予測は難しいと思います。できるだけ市民サービスの低下を来さないよう、補助金、交付金を活用して、年度当初に掲げた事業を進めていただきたいと思いますと思いますが、市の見解をお伺いいたします。

次に、学校給食費については、賄い材料費が上がっているが、国の交付金を活用して、今年度の値上げは考えていないとの答弁をいただきました。

そこでお伺いいたします。国の交付金とはどういう制度なのでしょう。また、学校給食費に活用できるのかどうか、お伺いいたします。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

市民サービスの低下をすることなく事業を進めていただきたいということで、これにつきましては、先ほども答弁させていただきましたが、これまで努めてきた経常経費の削減及び自主財源の確保に一層努め、対応してまいります。市民サービスの低下を帰することなく、事業を粛々と進めてまいります。

○田中副議長 教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

交付金、どういう制度なのか、学校給食費に活用できるのか、ということですが、今年4月の26日に開催されました原油価格・物価高騰に関する関係閣僚会議におきまして、総合緊急対策として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、この中に原油価格・物価高騰対応分というのが創設され、生活困窮者等支援に関する事業の1つに、学校給食費等の負担軽減が上げられております。

その後、4月28日付、文科省通知において、学校給食費等の保護者負担の軽減など、子育て世帯の支援に活用できるということで書かれております。これを受けて、学校給食を実施する学校設置者は、この交付金を活用して取組を進めるよう周知されましたので、岩出市としましては、これまでどおり、栄養バランスや量を保った

学校給食を実施するために活用してまいります。

先ほども申し上げましたが、令和4年度の学校給食費につきましては、この交付金を活用させていただき、保護者負担の軽減に努めてまいります。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、福岡進二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問は終わります。

通告2番目、10番、玉田隆紀議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 おはようございます。10番、玉田隆紀です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は、所有者不明土地と空き家対策について、管理不全土地対策について、用水路管理について、原油価格・物価高騰等総合緊急対策について、4点質問をしたいと思います。

まず初めに、1番目の所有者不明土地と空き家対策についてであります。人口減少、少子高齢化が進む現在、少子高齢化は様々な分野で影響が出始めておる中、全国で土地や空き家等の問題が発生、相続件数の増加、土地利用・ニーズの低下、また所有者意識の希薄化が進行し、今後、さらに所有者不明土地の増加が見込まれる中、利用の円滑化、促進、管理の適正化は喫緊の課題で、市町村をはじめとする地域の関係者が行う施策を支える仕組みを充実させることが必要なことから、国において、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議が開催をされております。

所有者不明土地が、東日本大震災の復旧・復興事業などの妨げとなっていたことを機に、平成30年に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が制定されましたが、今後も引き続き所有者不明土地の増加が見込まれることから、さらなる利用の促進を求める声や管理不足の所有者不明土地がもたらす悪影響を懸念する声が高まっているため、市町村をはじめとする地域の関係者が実施する所有者不明土地対策を支える仕組みを盛り込んだ所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案が、令和4年2月4日に閣議決定をされました。

法律案では、所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する地域複利増進事業や、市町村が所有者不明土地対策計画の作成や対策協議会の設置が可能に、また計画の作成や所有者探索を行う上で、国土交通省職員の派遣の要請が可能となりま

した。また、一般財団法人の国土計画協会が所有者不明土地について、平成29年にまとめたところでは、土地全体の20%に及ぶという結果で、実に九州の面積よりも広い所有者不明土地が日本にあるそうであります。

所有者不明土地が増加する原因として考えられるのが、子供の相続人がいない場合、相続人が決まらない場合、相続人が登記簿の名義変更をしていない場合、登記変更しない理由は、売却しにくい土地であることが考えられます。

そこで1点目、所有者不明土地及び空き家対策の現状と苦情や要望について、現在、岩出市はどのような状況にあるのか、お聞かせください。

2点目に、所有者不明土地対策協議会の設置及び今後の対策についてお聞きしたいと思います。

○田中副議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 玉田議員ご質問の1番目、所有者不明土地と空き家対策について、一括してお答えいたします。

近年、全国的に所有者不明土地や空き家が問題視されるようになり、それに関する法整備も進んでまいりました。岩出市での空き家問題は、他の過疎地域等で見られる事例とは異なり、旧集落内の古い建築物だけでなく、分譲地内での未利用となった小規模住宅によるものが増えてきています。

苦情や要望の内容といたしましては、草木の繁茂や害虫の発生などが大半であり、倒壊の危険性のある建築物に対するものは、ごく僅かであります。

市では、空き家問題に関しまして、平成28年に岩出市空家等対策計画を策定し、市民からの相談、苦情等に対応しており、令和3年度末までの対応件数は73件で、そのうち改善されたものが40件となります。

一方で、所有者不明土地につきましては、平成30年に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法が創設され、所有者不明土地の利用の適正化及び管理の適正化が期待されるところであります。

市では、今までにおいても未利用地や管理が不適切な土地については、岩出市の環境を守る条例、岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例、農地法などの関係法令に基づき、土地の適正管理の指導、助言を行ってきたところであります。

今後におきましても、新しく創設された所有者不明土地法と関係法令に基づき、引き続き対応してまいります。しかしながら、所有者不明土地法では、その対象となる土地並びに建築物の状況所有者不明と判断できるケース、対象の土地を利活用

するための事業計画など、様々なクリアすべき点があり、相当の労力と手続が必要となっており、残念ながら、特別措置法の整備により、市民の皆様のご要望が容易に解決されるものとはなっておりません。

なお、所有者不明土地対策協議会につきましては、国土交通省の各地方整備局単位で所有者不明土地対策連携協議会が設置されており、和歌山県も参加しております。岩出市で対応が必要な事例があった場合は、まず和歌山県を通じて連携協議会の助言、援助を受け、必要に応じて、市に所有者不明土地対策協議会を設置することとなります。

現在、岩出市におきましても、空き家や未利用土地に関して、様々なご意見、ご要望をいただき、市といたしましても、国・県の対応を待たずとも、市独自で対応施策が取れないものか、検討しているところでございます。

具体の例といたしましては、まだ使用できる空き家の再流通や建物を除去して更地としての販売など、倒壊の危険性や草木の繁茂、または周辺環境衛生への悪影響など、未然に防ぐ手だてとして、また将来に向けてのまちの活力維持のため、市行政として何が可能であるかを研究し、まちづくりを進めてまいります。

○田中副議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 所有者不明土地法ですが、今回新たに、国土交通省からいろんな書類がネットで閲覧できるんですが、また、報道資料等を見る限りでは、割と簡単に、法律を施行して問題解決できるような、こういうイメージを抱くんですが、実際どのような制度になっているのか、実情をどのようになっているのか、お聞かせください。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

所有者不明土地法の実情についてですけれども、新しく創設された所有者不明土地法の利用の円滑化等に関する特別措置法と関係法令におきましては、その対象となる所有者不明土地の定義といたしまして、現に建築物が建っていない土地、もしくは建築物があっても損傷、腐食、劣化の状況等により利用の見込みのないものとされており、単なる空き家で建物がしっかりしている状態では適用されません。

また、所有者不明の判断につきましても、相当な努力が払われた探索を行っても、

なお所有者を知ることができないものとされており、単に相続登記が未了である、近隣に居住していない、所有者や相続人がいても協力が得られないなどのケースにつきましては対象外となります。

さらに、所有者不明土地法が目的としているのは、対象の土地を広場、災害関連施設、再生可能エネルギー設備などの地域複利増進事業や道路、河川、港湾などの土地収用法の対象事業用地として使用する場合などに限られており、所有者不明土地法の適用は現実的に困難であると考えてございます。

今後も従来どおり、空き家に関しては、空家等対策の推進に関する特別措置法、空き地に関しては、岩出市の環境を守る条例、岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例、農地法などの関係法令により対応してまいります。

○田中副議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中副議長 これで、玉田隆紀議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 次いで、2番目の管理不全土地対策についてであります。近年、土地の利用、管理の担い手の減少や土地所有者等の管理意思の低下を背景に、草木の繁茂や小動物や、また害虫の発生等により、周囲に悪影響を及ぼす管理不全土地が全国的に増加をしております。

1点目、岩出市の現在の対策と住民被害や要望について、現状をお聞かせください。

2点目に、通学路におきましては、問題が発生しますと、生活環境課と、また教育委員会が連携し対応されていると聞いておりますが、どのような通学路の対策がなされているのか、お聞きいたします。

○田中副議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 玉田議員のご質問の2番目、管理不全土地対策についての1点目、現在の対策と住民被害や要望について、お答えいたします。

現在の対策といたしましては、岩出市あき地の雑草等の除去に関する条例に基づき、雑草等が繁茂している空き地等の所有者、または管理者に対して、文書通知や面談を行い、雑踏等の繁茂に至った事情や経緯などを聞き取り、解決に向けた助言や指導を行っているところでございます。

住民被害については、害虫被害や花粉によるアレルギー被害などの理由が多く寄せられ、令和3年度の要望等の件数は101件でございました。

なお、文書通知や面談により解決した件数は86件であり、雑草等の除去達成率は85%となっております。引き続き市の美観や清潔な生活環境を保持し、健康で文化的な市民生活に寄与できるよう、粘り強く取り組んでまいります。

続いて、2点目の通学路対策についてですが、草木等の繁茂が影響する危険から児童生徒を守るために、1点目でお答えしたとおり、土地の所有者、または管理者に対して文書通知や面談を行い、解決に向けた助言や指導を行うとともに、先ほども議員がおっしゃいました教育委員会や農業委員会などとの関係部署と情報を共有してまいりたいと考えております。

○田中副議長 再質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、玉田隆紀議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 3番目の用水路管理についてであります。毎年行われている自治会の溝掃除のときに、住宅周辺の用水路も清掃に協力しているところですが、高齢化による影響で、自治会住民の負担やけがなどの危険のリスクも高まっております。今後、高齢化の現状も踏まえ、用水路管理について見直しが必要と考えることから、1点目に、住宅地周辺の用水路管理状況についてお聞きいたします。

2点目に、高齢化による今後の対策について、併せてお聞きしたいと思います。

○田中副議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 玉田議員ご質問の3番目、用水路管理について、一括してお答えいたします。

地域の用水路等の公共的財産の日常管理は、地域の皆様が一体となった共同作業での管理をお願いしているところでございます。

また、住宅開発時に開発事業者と近隣関係者、地元区や水利組合等が協議を行い、清掃などの管理協定がある場合がございます。なお協定等がない場合でも、隣接する用水路等に自治会からの排水などが流れている場合は、地域の皆様に協力していただき、地域美化の一環として、清掃及び泥上げなどの日常的な維持管理をお願いしております。

今後、高齢の方にはご負担をおかけしますが、区自治会活動の一環として対応をお願いいたします。

なお、市において、政策的に設置した大規模な排水路、水路敷幅が1メートル以上が対象となるんですけども、その排水路や市等が設置許可した暗渠部等での維持管理が困難な箇所につきましては、市で対応してまいります。

○田中副議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 1点だけ、水路の修繕は誰が行うのか、お聞きしたいと思います。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

水路の修繕についてですが、水路などの法定外公共物の修繕事業につきましては、住宅地内で2戸以上が利用している排水路で、所有権が岩出市である区間の修繕は市が全額負担で施工してございます。

なお、各地区から要望があることから、予算の範囲内で優先事業を決定し、順次修繕しているところでございます。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、玉田隆紀議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問を願います。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 4番目の原油価格・物価高騰等総合緊急対策についてであります。4月26日に決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰など総合緊急対策において、公明党の強い要請に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充し、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設されました。

これにより地方自治体を実施する生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯の支援、また水道料金をはじめとする公共料金の負担軽減、また農林水産業や運輸、交通分野をはじめとする小・中企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しすることが、総合緊急対策に明記されていますが、1点目、事業内容についてお聞かせください。

2点目に、岩出市の事業計画についてどのような計画があるのか、お聞きしたいと思います。

○田中副議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 玉田議員のご質問について、一括してお答えいたします。

令和4年4月に閣議決定されたコロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に基づき、各種対策事業が実施されますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、先ほど議員からもございましたが、コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が新たに創設されることとされました。

本市における交付限度額は1億9,127万円9,000円であると示されたところですが、現在実施する支援策等の検討を進めている状況でございます。国からも早期の事業実施の要請がございますので、市といたしましても、可能な限り速やかに検討を進め、早期に事業実施できるよう努めてまいります。

○田中副議長 再質問を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 岩出市でも、燃料高騰による物価高騰での各種事業者や一般家庭での影響についてどのようにお考えお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

まず2点目に、各市町村の対応は、今現在どのようにされているのか、お聞かせください。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 玉田議員の再質問にお答えいたします。

岩出市の燃料高騰による物価高での各種事業者、一般家庭での影響について、また各市町村の対応についてということでございます。

燃料高騰によりまして、ガソリンをはじめとしました燃料費はもちろんのこと、電気代、食料品等の高騰による影響は既に事業所及び家庭で出ているものと認識しております。

また、他市町村の対応につきましては、情報入手しているところございまして、本市におきましても、可能な限り、速やかに検討を進め、早期に事業実施できるよう努めてまいります。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、玉田隆紀議員の4番目の質問を終わります。

以上で、玉田隆紀議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時50分から再開します。

休憩 (10時34分)

再開 (10時48分)

○田中副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問を願います。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、継続検査用の軽自動車納税証明についてと高齢者肺炎球菌ワクチン接種について、そして観光地にドッグランを、について、3点質問させていただきます。

最初に、継続検査用の納税証明についてです。

自動車の継続検査、いわゆる車検を受けるときに、必ず自動車税の納税確認が必要です。自動車を所有するユーザーは、納税したときに発行される継続検査時に必要な納税証明書を自動車に積み込んでおく必要があります。しかし、なかなか積み込んでいるケースが少ないため、自動車整備工場側が車検入庫時に納税証明書の提出を依頼するのですが、紛失している場合があります、結局、市役所窓口に整備工場側が代理人申請で発行してもらっているというのが現状です。

普通自動車の継続検査の場合は、県税になるため県事務所の発行でしたが、平成27年4月より国土交通省陸運局と都道府県県税事務所がオンラインで納税の有無を確認できるようになり、継続検査時に納税証明書の提出が必要でなくなりました。

ここで1つ目の質問です。全都道府県、和歌山県、岩出市の軽自動車、普通自動車の保有台数は。そして、先ほど申し上げました整備工場側の代理人申請での納税証明書の発行ですが、市内及び近隣自治体にて整備工場を営んでいる方々にとって、代理人申請に要する時間、人手等の問題で大変ご苦労しているということをお伺いしました。実際に、普通自動車がオンライン化して、かなりの業務改善になっていることが事実です。

2つ目の質問ですが、納税証明書発行で、市の税務課での業務について、窓口及び郵送での申請件数は。また、本人申請と代理人申請、それぞれの件数についてお聞かせください。

3つ目に、窓口対応に要する時間は、についてお聞かせください。そして、全国的にも軽自動車の納税証明書のオンライン化を求める声が多く、早い導入を希望す

る自動車整備工場がたくさんおられます。

4つ目として、当市の軽自動車継続検査用納税証明書のオンライン化に向けたスケジュールをお聞かせください。

○田中副議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 大上議員ご質問の1番目、継続検査用の軽自動車納税証明についての1点目、全都道府県、和歌山県、岩出市の軽自動車、普通自動車の保有台数についてお答えいたします。

一般社団法人自動車検査登録情報協会によりますと、令和4年2月末現在、全都道府県の保有台数は、普通自動車4,713万4,149台、軽自動車3,360万6,330台、和歌山県の保有台数は、普通自動車33万851台、軽自動車41万8,966台、岩出市の保有台数につきましては、令和4年4月1日現在、和歌山県によりますと、普通自動車1万8,340台、軽自動車は、岩出市の当初賦課件数で2万1,363台となっております。

次に2点目、窓口及び郵送での申請件数と本人申請と代理人申請、それぞれの件数は、についてお答えいたします。

過去3か年の申請件数は、令和元年度、窓口2,233件、郵送42件、本人申請568件、代理人申請1,707件でございます。令和2年度、窓口2,134件、郵送47件、本人申請609件、代理人申請1,572件となっております。令和3年度につきましては、窓口2,256件、郵送60件、本人申請664件、代理人申請1,652件となっております。

次に3点目、窓口対応に要する時間はについてですが、申請から証明書発行まで約5分程度でございます。

次に4点目、オンライン化に向けたスケジュールについてお答えします。軽自動車税関係手続の電子化の1つとして、車検更新時に軽自動車検査協会がオンラインで税の納付確認を行える仕組み、軽自動車ジnkスが令和5年1月よりスタートいたします。納税者にとりましては、納税証明書の提示が原則不要、市にとりましては納税証明書発行の窓口業務の軽減を図ることができます。

稼働開始に向けては、昨年度において基幹系システムの改修が完了しており、今年度のスケジュールとしまして、地方税共同機構と8月初旬に疎通アプリケーション試験、9月下旬より連動試験、11月下旬に負荷試験といった各接続試験を順次実施してまいります。

○田中副議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 2点、ちょっとお伺いしたいと思います。

自動車業界の関係者の方によりますと、このオンラインシステムですけれども、県下の30市町村全てに導入開始しなければオンライン化はできないというふうな認識持っておられました。その点についてお伺いしたいと思います。そして、来年度以降の納税証明書の発行はどのようなのでしょうか。2点、お尋ねします。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 再質問にお答えいたします。

オンライン化の件と、それから来年度以降の納税証明書の発行はどのようなかということでございます。オンライン化につきましては、令和5年1月より全自治体が一斉稼働開始となっております。万が一、一自治体の稼働遅延があった場合においても、システムは稼働となります。納税証明書の発行につきましては、システムの稼働に伴い、市役所での継続検査用納税証明書は従来どおり発行しますが、口座振替等利用者への引き落とし後の納税証明書はがきの郵送は、省資源化の観点から廃止することとします。

○田中副議長 再々質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 5月に納税いたしまして、6月の継続検査時という短いリードタイムでのオンラインでの確認は可能なのでしょうか。また、普通自動車の場合、6月初旬に継続検査を受けた場合、オンライン化で確認ができないということで、通常の納税証明書を取りつける必要があるんですが、可能でないのであれば、住民自身が窓口で納税をした場合に納税証明書は手元にあるんですが、先ほどご答弁いただいた、口座振替の利用者には納税証明書の発行はしないということなんですが、こちら辺について、どういうふうな対応をされるのかということをお伺いします。

○田中副議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 再々質問にお答えいたします。

5月に納税してすぐ6月の継続検査というときの、これがオンラインで可能か。または口座振替利用者の方の納税証明はどのようなかというご質問に対して、まず取り扱う金融機関にもよりますが、引き落とし後の納付確認には一定の時間を要します。そのことから、オンラインでの確認というのはちょっと不可能となりますので、すぐに車検の更新が必要な方につきましては、引き落とし口座の通帳を記帳し

ていただき、窓口でお持ちいただければ確認の上、即時継続検査用納税証明書を発行させていただくこととなります。

○田中副議長 これでは、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2点目の質問は、高齢者肺炎球菌ワクチン接種についてです。

肺炎は死亡率の高い病気で、全死亡者に占める割合は約10%となっております。

特に持病をお持ちの高齢者は免疫力が低いため、肺炎にかかると重症化しやすいと見られております。肺炎で亡くなる方の98%が65歳以上であることから、特に高齢者では肺炎球菌による肺炎などを予防することが重視されております。

この肺炎にかかりにくくするために肺炎球菌ワクチンがあり、医療費の削減のためにこのワクチン接種は有効と考え、厚生労働省は、平成26年10月より高齢者を対象とした定期接種の実施を開始しました。平成31年度より費用の一部助成制度を利用し、2023年度までに該当する年齢の対象者は定期接種を受けることができっております。

ここでお尋ねいたします。この肺炎球菌ワクチン接種の必要性について、市の考えは、と、過去3年間の年齢別ワクチン接種率をお聞かせください。

そして、ワクチンの接種、種類には23価肺炎球菌ワクチンと13価肺炎球菌ワクチンとあるとお聞きしました。この2種類のワクチンの違いと交互接種について教えてください。また、接種を希望される方への市の補助はどのようなのか、お伺いいたします。

○田中副議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員ご質問の2番目、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種についてお答えいたします。

1点目の接種の必要性について、市の考えは、につきましては、肺炎球菌による肺炎は、成人肺炎の25%から40%を占め、特に高齢者で重篤化が問題になっております。定期接種で使用されるワクチンは、肺炎球菌感染症原因の約6割から7割を占めるとされる肺炎球菌の血清型について効果があるとされており、肺炎リスクの高い高齢者においては、議員おっしゃったとおり、予防に有効であると考えております。

続いて、2点目の過去3年の年齢別ワクチン接種はについてでございますが、令

和元年度から令和5年度までの5年間に、1人1回、定期接種の機会を設けておりまして、各年度で65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳を迎える未接種の方を対象としております。

各年度の接種率につきましては、接種の対象である未接種の方に対する率となり、既に定期接種や任意で接種されている方の分は含まれておりませんが、ちょっと発表いたします。令和元年度は、65歳が24.6%、70歳が15.2%、75歳が13.7%、80歳が10.4%、85歳が19.3%、90歳が10.8%、95歳が9.7%、100歳が11.1%、令和2年度は、65歳が39.9%、70歳が21.5%、75歳が26.2%、80歳が25.9%、85歳が24.4%、90歳が21.0%、95歳が31.6%、100歳が27.3%でございます。続きまして、令和3年度は、65歳が35.9%、70歳が15.6%、75歳が13.8%、80歳が15.9%、85歳が13.6%、90歳が19.6%、95歳が8.9%、100歳が12.5%となっております。

3点目の2種類のワクチンの違いと交互接種はについてでございますが、肺炎球菌ワクチンには、高齢者肺炎球菌ワクチン接種で使用する23価肺炎球菌ワクチンと、それから小児用肺炎球菌ワクチンで接種する13価肺炎球菌ワクチンの2種類がございます。13価肺炎球菌ワクチンは、65歳以上の方にも肺炎球菌による感染予防の効能・効果が承認されておりますが、高齢者の肺炎球菌感染症の定期接種においては使用しないこととされております。交互接種ということになりますと、13価肺炎球菌ワクチンは、高齢者の定期接種として認められていないため、医師の判断等により任意でお受けいただくこととなります。

4点目の市の補助はについてでございますが、本市委託の医療機関での接種であれば、1件8,450円であり、そのうち自己負担額3,000円分を除いた金額を市が費用助成しております。

以上でございます。

○田中副議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 高齢者肺炎球菌ワクチン接種対象者の方にご案内している内容の中に、1回の接種で、少なくとも5年以上抗体が続き、肺炎球菌による感染症の80%を防ぐことができるとされております。ただし、長期に抵抗力を保つには、5年以上の間隔を置いて追加接種することが必要です。また、再接種する場合は、任意接種全額自己負担となりますとありました。

住民の方の話では、以前に肺炎球菌ワクチンを接種したとき、定期接種の該当年齢ではなかったので、全額負担で任意接種を行った。そして、接種から5年以上の

8年たったので、該当の年齢であるため、定期接種の案内が来たのですが、定期接種、任意接種にかかわらず、既に肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けた方は助成の対象外となりますと案内に掲載されてたということです。

ということは、1回目の接種で定期接種のタイミングを外してしまうと、2回目、3回目の接種を希望する場合、助成は1回も受けることはできないということになるのですが、何か改善の手当てというのはないのでしょうか。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 接種の再質問についてお答えします。

定期接種のタイミングを外してしまうと、次に接種を受ける場合に、助成は1回も受けることはできないのかと、何か手だてはということでございますけども、国におきましては、これまで23価肺炎球菌ワクチンを1回以上接種した方には、定期接種として受けることができないとされております。

市が費用助成しておりますのは、予防接種法に基づき実施される定期接種のみであり、任意接種につきましては対象となっておりません。他の福祉保健事業とのバランスもあり、現在のところ、助成する考えはございません。

また、定期接種のタイミングを逃すことのないよう、4月に個別通知を送付し、周知するとともに、広報いわでや市ウェブサイトへの掲載記事のほか、市内の医療機関にチラシの掲示を依頼するなど、引き続き周知に努めてまいります。

なお、先ほど案内ということもありましたけども、そのご案内の周知内容につきましても、5年ごとに1人1回の定期接種であることがより伝わるよう、創意工夫して、改善してまいりたいと考えております。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

大上正春議員。

○大上議員 3点目の質問です。観光地にドッグランをについて質問いたします。

新型コロナ感染拡大以降、在宅時間が増えたことなどにより、ペット人気が高くなってきております。ホームセンターのペット関連の売場面積が目に見えて大きくなっていくほど、ペットブームが加速しております。

一方で、経済的困窮で飼っていたペットを手放したり、安易な気持ちで飼い始め

たが、困難になったりする事例も見られます。

このコロナ禍でペットブームが加速の中、改正された動物愛護管理法のポイントとして、本年6月1日から生後90日を超える犬と猫に対して、マイクロチップをペットの皮下に注入することの義務化が示されました。マイクロチップの役割は、ペットと飼い主がひもづけされていて、迷子になった場合や災害発生時などにも有効性が発揮されるということだそうです。

一般的な興味や勢いから購入した動物が、何らかの理由から放棄される例も増加していますが、在宅時間をペットと過ごすことで、生活や家族愛をより一層充実させようとする人も少なからずあると思います。

ペットの中でも、特に犬の飼育が増加し、昨今の観光業界でも愛犬と泊まれるホテルや愛犬同伴の飲食店及び観光地といった案内が多く見受けられるようになりました。

また、各地でドッグランの開業も増え、長距離のドライブの合間に愛犬を休ますために、高速道路の施設にもドッグランを設置しているところも見受けられるようになりました。

このようなペットブームの中で、現在、和歌山県下、岩出市内のそれぞれの登録している犬の頭数はどれだけあるのでしょうか。また、個人経営は除いて、全国の自治体で把握できているドッグランの数は。そのうち和歌山県ではどこにあるのでしょうか。

以前にも同僚の議員からも質問ありましたが、市としてドッグランの計画は、例えば、現在改修中の東公園や河川敷の大宮緑地運動公園を利用するなど、考えをお聞かせください。そして、さきに申し上げました観光事業の一環としても、愛犬家と呼び込む意味合いで、ドッグランを併設した観光事業の展開についてもお聞かせください。

○田中副議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 大上議員の3番目の1点目と2点目についてお答えいたします。

まず1点目、和歌山県内、岩出市内の登録されている犬の頭数は、についてでございますが、令和4年3月末時点で、和歌山県内において畜犬登録されている犬の登録数は4万8,002頭であり、そのうち本市の畜犬登録数は2,851頭でございます。

次に、2点目の全国自治体で把握できているドッグランの数は、そのうち県内ではどこにあるのかについてでございますが、和歌山県に問い合わせたところ、登録

義務がないため、詳しい数については把握しておらないということでした。

なお、和歌山市には、公共のドッグラン施設が紀の川河川敷内の紀の川第一緑地と、それから和歌山市南東部の道の駅四季の郷公園の2か所に設置されているというのは承知しております。

以上でございます。

○田中副議長 総務部長。

○木村総務部長 大上議員ご質問の3点目、東公園や大宮緑地総合運動公園を利用したドッグランの計画は、についてお答えいたします。

東公園は、本来、児童公園として位置づけられた公園施設であり、現在、建設中の東児童公園は防災機能を備えた公園としてリニューアルすべく、本年度中の完成を目指し、工事を進めているところでございます。

万一の災害時には、市民の生命と身体を守る一時避難所の場として、平常時には市民の皆様の憩いの場としてご利用いただける機能、目的を持った公園施設の完成を目指しているところでございます。

また、大宮緑地総合運動公園につきましては、市民の体育、スポーツの振興を図り、体力の向上と健康増進に資することを目的として設置しているものでございます。したがって、東児童公園及び大宮緑地総合運動公園の公共施設においてドッグランを整備する計画につきましては、現在のところ、ございません。

○田中副議長 事業部長。

○田村事業部長 4点目、ドッグランの併設した観光事業の展開についての考えは、についてお答えいたします。

県内において、ホテルや高速道路のサービスエリア等に併設しているドッグランはありますが、本市の観光地である根来周辺では、根来寺をはじめ、ペットの持ち込みが禁止であることから、ドッグランの併設の考えはございません。

○田中副議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 和歌山市初の道の駅として、最近、グラウンドオープンしました。先ほどもありました四季の郷公園ですが、ここには予約不要で愛犬と過ごせるドッグパークも併設、また、子供から大人まで一日中楽しめる施設の中、愛犬家も集いやすく整備されております。

また、岩出市からさほど離れていない泉南市にも、最近オープンいたしましたロングパークの中に、小規模ながらもドッグランを併設されております。ここも若い

カップルや家族連れでにぎわう中、年齢関係なく、愛犬家がたくさん来園されております。

このように、公営施設では公園内にドッグランを併設し、愛犬家に対しても足を運びやすい環境の整備に取り組んでおります。岩出市としましても、今後、新たな公園整備の計画時に検討するお考えをお聞かせください。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問にお答えいたします。

新たな公園整備の計画時に検討するということについてですが、新たな公園整備の計画は、現在のところ、ございません。

なお、新たな計画がある場合は、検討課題といたします。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、大上正春議員の3番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

通告4番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で、4点について質問させていただきます。1点目は、防災行政無線について、2点目、ごみ減量対策について、3点目、熱中症対策について、4点目、尿漏れパッドの処理についてでお伺いしたいと思います。

まず、1点目の防災行政無線についてです。

災害から命と財産を守るため、防災・減災への備えは重要課題です。地震はもちろん、多発、大型化する風水害の際には、災害関連情報をいかに正確に伝えるかが鍵となります。しかし、市民の方からは、防災行政無線が聞こえにくいという声が聞かれます。特にエアコン使用中で窓を閉めている場合などは、防災無線が何か放送しているみたいだけど、何だろうと思って、窓を開けたら放送は終わっていた。

定時に流れるコロナワクチン接種と児童の下校は内容が分かっているからいいが、日頃と違う時間にアナウンスがあると、何だろうと気になる。そういう方には聞き逃しへの電話応答サービス、「0120772141」をお知らせするようにしています。聞こえにくかったことがはっきり分かってうれしい、安心できると好評をいただい

おります。しかし、放送した情報がそのままストレートに市民に伝わるにこしたことはありません。

そこで3点お伺いいたします。1点目、市内に防災行政無線のスピーカーは何か所あるのか、お聞きします。

2点目、聞こえに対する市民の声はどのような声が届いているのかを教えてください。

3点目、その声に対して、どのような対応をされているのかをお伺いいたします。

○田中副議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員ご質問の1番目、防災行政無線についての1点目から3点目までを一括してお答えいたします。

現在使用しております同報系防災行政無線は、令和2年度にデジタル化整備が完了し、市内67局の屋外拡声子局、スピーカーでございます、これによって放送を行っております。デジタル化に伴う機器の更新によりまして、文字入力による機械音声での放送を実施しており、正確かつ均一な放送、発音の明瞭化を図ることで、放送内容の聞き取りやすさの改善に努めているところでございます。

行政防災無線に対する市民の皆様からの問合せ等への対応につきましては、放送が聞き取りにくいなど、ご意見をいただいた場合には、適宜最寄りのスピーカーの音量調整を行っているところです。

一方で、防災行政無線を補完する情報伝達手段といたしましては、先ほど議員からもございましたように、放送内容を再度聞くことができる電話応答サービスや岩出市安心・安全メール、防災わかやまメール配信サービスなどの登録制メール、また緊急速報メール、これはエリアメールというものですが、などの強制配信を行うものや市ウェブサイトやSNS等の複数の伝達手段を用いることとしております。

市といたしましては、多様な情報伝達手段を選択していただき、確実に情報を受け取っていただけるよう、引き続き各種情報伝達手段の普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

○田中副議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 防災行政無線を補う手段としては、電話応答サービスや岩出市安心・安全メールや防災わかやまメール配信サービス、また緊急速報メールなど、市のウエ

ブサイトやSNSなど、多様な情報伝達手段を用意しておられるということです。

それに加えて、今後は福岡議員の質問に対するご答弁によりますと、戸別受信機の導入を進めていくとのこと。聞こえにくいということで困っておられる方にとっては朗報で、問題解決に向かいます。そういうこともありますので、速やかに導入されることを期待したいと思います。

先ほど、SNSなど多様な情報伝達手段を用意しておられるということです、最後に1点お聞きしたいと思います。日頃使っている使い慣れたツールであるラインなどでも情報を受け取ることができるのかをお伺いしたいと思います。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

放送内容をラインで受け取ることができないか、というご質問に対しまして、市といたしましては、本年度中にライン公式アカウントによる情報配信システムを整備する予定をしており、ラインを使用して市内放送の内容確認ができるなど、同システムの導入に向けて、現在準備を進めているところでございます。

○田中副議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中副議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 2番目に、ごみ減量対策についてお聞きします。

私たちの暮らす美しい地球は、温暖化によるダメージが様々なところに出てきています。氷河が溶け、海に流れ込み、海水の量が増えることや水温が高くなって海水の体積が膨張することなどが主な原因となって、海面水位の上昇や異常気象による大型台風、豪雨、河川の氾濫、洪水や土石流等々、毎年、日本のどこかで大災害が起こっています。

リデュース、無駄なごみの量をできるだけ少なくする。リユース、一度使ったものをごみにせず、何度も使う。リサイクル、使い終わったものをもう一度資源に戻して製品を作るなど、私たちは持続可能な循環型社会の構築へ向け、行政においても、また個人においても、できることを積極的に実践していかなくてはなりません。

そこで1点目、ごみ減量化目標に対する現状についてお聞きいたします。

次に、グリーンベルト運動の創設者で環境分野において初のノーベル平和賞を受

賞したケニア人女性、ワンガリ・マータイさんが、2005年の来日の際に感銘を受けたものが、「もったいない」という日本語でした。リデュース、ごみ削減、リユース、再利用、リサイクル、再資源という環境活動のこの3Rをたった一言で表せる言葉が「もったいない」です。マータイさんは、この美しい日本語を環境を守る世界共通語「もったいない」として広めることを提唱いたしました。

本市には、粗大ごみとして分類される家具や自転車をごみにせず、再利用するという「もったいない」を実践するシステムがあります。

2点目として、家具リサイクル、自転車リサイクルによる減量効果はについて伺います。

○田中副議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員、2番目の1点目、ごみの減量化目標に対する現状はについてお答えいたします。

ごみの減量化目標は、令和3年4月からの新たな岩出市一般廃棄物ごみ処理基本計画により、目標達成年度を令和12年度とし、平成28年度実績の1人1日当たりの総ごみ排出量907グラムに対し、12%削減の798グラムを目標としておりますが、現状につきましては、令和3年度の実績では、総ごみ排出量は、1人1日当たり963グラムで、平成28年度の実績と比較いたしますと6.2%の増加であり、目標達成に向けた減量には至っておりません。

コロナ禍における生活様式の変化も要因の1つと考えられますが、可燃ごみ袋の有料化を実施した当時に比べ、ごみ減量化意識の低下も否定できないと考えており、再度、市民の方々にごみ減量化の大切さをご理解いただけるよう啓発方法を工夫してまいります。ごみ減量化に対する現状を重く受け止め、令和12年度の目標達成に向け、今後とも取り組んでまいります。

次に、2点目の家具リサイクル、自転車リサイクルによる減量効果はについてお答えいたします。

粗大ごみの減量化を目的に、平成30年度から、これまで自転車のリサイクルに加えて、家具類のリサイクルを拡充いたしまして、市文化祭や市総合保健福祉センター、市民総合体育館などで展示販売会を開催してまいりました。来場された方々から、整備されたリサイクルの家具などを目にして、先ほど議員もおっしゃっていた、まだまだ使えるのにもったいないという声なども多く聞かれ、物を大切にするリサイクル意識が高まっていると考えており、ごみの減量化につながるものと

思います。

○田中副議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 紀の川市では、まだ十分使えるのに、現在、使っていない介護用品やベビー用品を資源の有効活用と消費生活の合理化を目的に、譲りたい人と譲ってほしい人をつなぐ事業を行っているということです。リサイクル掲示板という事業で、ホームページや広報紙に「譲ります」「譲ってください」「譲りました」という情報を載せ、消費生活の合理化、資源の有効活用、すなわち、ごみ減量につながる事業を行っています。

本市でも、このような仕組みができれば、自転車や家具のように、もったいないの実践、ごみの減量化がなお一層進むのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 再質問にお答えいたします。

紀の川市では、議員おっしゃるとおり、社会福祉協議会が介護用品やベビー用品のウェブサイト上でのリサイクル掲示板事業に取り組んでいるようでございます。

本市といたしましては、今後もリサイクル工房を活用し、市民ニーズに合ったリサイクル品の充実に努め、ごみの減量とリサイクル意識の向上に取り組んでいくつもりであり、研究する必要があると考えられるんですけども、現在のところ、ウェブサイト上でリサイクル掲示板の設置は考えてございません。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 熱中症対策についてお伺いいたします。

6月3日午前、兵庫県尼崎市の中学校の校庭で体育大会の練習をしていた生徒が、熱中症と見られる症状を訴え、22名が病院に搬送されました。また、6月10日には、大阪市の小学校の体育の授業で、リレーを実施した後、教室での学習中に17名の児童が体調不良を訴え、そのうち男子児童1名が救急搬送されました。いずれの小中学校も体育授業時に児童へマスクを外すよう指示しておらず、救急搬送された児童

は、マスクを着用していたということです。また、6月13日には、東京江戸川区の中学校で、マスクを外した状態で持久走を行っていましたが、女子生徒5名が熱中症と見られる症状を訴え、このうち4名が病院に搬送されました。急な気温の上昇で体がついていけないのもあると思いますが、熱中症による重篤なケースに至らないよう、環境を整える必要があると思います。

軽度の熱中症の症状は、目まい、立ちくらみ、筋肉痛、汗が止まらないなどです。

中度の熱中症の症状は、頭痛、吐き気、体がだるい、倦怠感、虚脱感などです。

重度の熱中症の症状は、意識がない、けいれん、高い体温、呼びかけの返事が異常、真っすぐ歩けない、走れないなどです。適切な処置が遅れた場合、高体温から多臓器不全を併発し、死亡率が高くなるということです。

7月は熱中症救急搬送者数等が急増するという事です。熱中症を予防するためには、まずWBGT値、WBGT値とは、気温、湿度、輻射熱から算出される暑さの指数です。それを測定し、暑さ指数を知ることが大切です。

次に、環境や体を冷やすことです。エアコンや扇風機で涼しい環境をつくることと、汗をかくことで体温を下げるので、汗の材料となる水分と塩分を適度にとることが重要です。

その点を踏まえまして、熱中症対策についてお聞きいたします。

1点目、熱中症になった児童生徒の人数をお伺いいたします。

2点目、どのような熱中症対策を行っておられるのかをお聞きしたいと思います。

○田中副議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員の3番目、熱中症対策についてのご質問に一括してお答えいたします。

まず、1点目についてであります。熱中症で救急搬送された児童生徒は、過去5年間で1人もいませんが、熱中症の初期症状である、目まい、吐き気、頭痛等で保健室を利用した児童生徒数は、令和3年度に137名、本年度は6月10日現在で41名おります。いずれの児童生徒も軽症で、翌日には回復しております。

2点目のどのような熱中症対策を行っているのか、についてでございますが、教職員に対しては、熱中症の症状を訴える児童生徒が5月から9月に集中することから、ゴールデンウィーク明けから、職員会議等において、管理職と養護教諭が中心となって、熱中症予防の研修を実施しております。また、教育委員会では、先ほどご説明にありました気温、湿度、輻射熱から割り出す暑さ指数が計測できるWBGT

T計を各小中学校に配布し、暑さ指数が28度を超える日は、児童生徒に注意喚起をするよう指導しております。体育館には、警戒度に合わせて色分けされた温度計も設置しており、熱中症の危険度が見える化できるようにしております。

児童生徒は、お茶だけではなく、スポーツドリンクを持ってくることも可能で、中学校には自動販売機も令和2年度より設置しており、小まめな水分補給を指導しております。

さらに、21日の本会議において採決いただきました冷水機の購入につきましては、各学校への設置を早急に進めてまいります。

令和4年6月10日付、文部科学省通知「夏季における児童生徒のマスク着用について」において、熱中症が命に関わる重大な問題であることを認識した上で、体育の授業、運動部活動の活動中、登下校時は、特に熱中症のリスクが高いことが想定されることから、熱中症対策を優先し、児童生徒に対してマスクを外す指導をすること、その上で、できるだけ距離を空ける、近距離での会話を控えるといったことをはじめ、屋内の体育館等の場合には、通常換気など換気を徹底する、運動部活動については各競技団体が作成するガイドライン等を踏まえた取組を行うなどの工夫を検討し、必要な対応を取ることとされました。

本市学校教育においても、マスク着用が不要な場面での指導と合わせて、引き続き基本的な感染対策も徹底して行い、児童生徒の健康の保持に努めてまいります。

○田中副議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 暑さ指数を測定し、28度を超える日は児童生徒に注意喚起を行い、体育館には警戒度が色で分かる温度計を設置し、またマスクについても細やかな配慮を行っていただいているということが分かりました。

また、中学校においては、令和2年度より自動販売機で飲み物が購入できるようになったのも、運動部の生徒たちにとっては好評なのでは、と思われまます。

それに加えて、本年度は、各学校に冷水機の設置を考えておられますが、既存の冷水機に比べ優れている点についてお聞かせください。

また、冷水機は休憩時間に集中して使用することになると思われまます、密になる心配はないのかをお聞きしたいと思います。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず、既存の冷水機に比べて優れている点でございますが、今回設置予定の冷水機は、各児童生徒が持つ水筒やボトルに給水して使用するものです。水をくむ際も、センサー式などでボトルをトレーに置くだけで自動的に水が出ます。非接触式なので衛生的でございます。

また、熱中症予防に最適な水温は5度から15度と言われておりますが、水温は10度に設定されております。加えて、1日1回3分程度の自動洗浄機能があり、機械内の水は清潔に保たれ、休日明けでも安心して飲めるようになっております。

2点目の休憩時間に密にならないかについてですが、設置場所を職員室に近い廊下としておりますので、一度に多くの児童生徒が集まった場合でも、教職員の目が行き届き、整列やマスクの着用などの注意喚起を行うことができますので、問題ないと考えます。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 では、4番目の尿漏れパッドの処理について質問させていただきます。

今や日本人の2人に1人はがんにかかると言われています。国立がん研究センターによると、2018年度の前立腺がんの罹患者は、男性9万2,021人、膀胱がんは、男性1万7,555人、女性は5,675人と発表されました。

これらのがんの治療後の生活に欠かせないものの1つに尿漏れパッドがあります。

女性は生理を経験しているので、パッドの使い方や処理の仕方はよく心得ておりますが、男性の場合はどうでしょうか。男性用の尿漏れパッドには、注意として、トイレに捨てないで、流さないでくださいと書かれています。女性の場合は、トイレの個室に必ずサニタリーボックスが備えられています。

男性用トイレについてはどうでしょうか。日本トイレ協会で、今年2月にSNSを通じてアンケートを行いました。回答した男性336人のうち38人が尿漏れパッドやおむつを使っていて、その約7割が捨てる場所がなくて困っていたと回答しました。尿漏れパッドを交換しても、捨てる場所がないと、持ち帰るしかありません。家に帰るまで、かばんに入れておくというのは不衛生ではないでしょうか。

電車やバスを乗り継いで帰る必要のある方もおられるかもしれません。その場合は周囲に臭いが漏れないかとストレスにもなりそうです。やはり女性と同じように、

汚物はトイレで処理するのが自然ではないでしょうか。

先日のニュースによると、ある家電量販店の男性トイレの個室にサニタリーボックスを7月1日から順次導入し、年内には全店舗での設置を目指す。サニタリーボックスがある個室のドアには、使用方法などを分かるように貼り紙をすると報道されておりました。また、尿漏れパッドの利用者のほか、男性用トイレを使用する性的少数者が生理用品を捨てる際の利用も想定しているとのことでした。

そこで、1点目として、本市における公共トイレの男性用個室へのサニタリーボックスの設置状況についてお聞きいたします。

2点目、設置を進める自治体もありますが、市の考えをお聞かせください。

○田中副議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員、4番目のご質問、尿漏れパッドの処理についての1点目、公共用トイレの男性用個室へのサニタリーボックスの設置状況は、についてお答えいたします。

現在、公共トイレの中で男性用個室にサニタリーボックスを設置しているのは、根来地区公民館、岩出市火葬場、根来さくらの里及びさぎのせ公園の4か所となります。

続いて2点目、設置を進める自治体もあるが、市の考えはについてお答えいたします。

これまで男性用サニタリーボックスの設置要望がなかったため、市として設置の統一を図って来てございません。しかし、利用者の利便性を考慮し、既に設置している施設があることや、他の自治体では病気による尿漏れやトランスジェンダーの方への配慮として設置している団体もあることから、今後は設置に向けて検討してまいります。

○田中副議長 再質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、奥田富代子議員の4番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開します。

休憩 (11時45分)

再開 (13時13分)

○田中副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告5番目、13番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 13番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、パートナーシップ制度についてであります。

パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して、結婚に相当する関係とする証明書を発行するなど、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度です。

日本では、2015年に東京都渋谷区が初めて結婚に相当する関係と認める渋谷区パートナーシップ証明書を出す条例を制定しました。同時期に、世田谷区も同性パートナーシップ宣誓を開始、その後、他の自治体にもパートナーシップ制度導入の動きが広がってきました。2021年には100を超える自治体、急速に導入する自治体が広がってきています。

みんなのパートナーシップ制度というところが出している情報では、導入自治体数が218自治体、人口カバー率も52.6%となっております。同性パートナーシップ制度の導入を検討していた和歌山県橋本市も市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱を制定し、今年の10月から始まります。同制度の導入は県内の自治体で初めてとなり、参考になると考えます。

こうした制度により、LGBTQ当事者の生活利便性を向上させ、また当事者が自分らしく生きられるようになるための一歩になるものと考えます。市でも導入に向けて進めなくてはならない制度ではないかと考えます。

そこで、まずパートナーシップ制度導入自治体の実施に至った理由について、どのように認識をしているのか、お聞きをします。

2点目は、パートナーシップ制度で可能な法的保障制度はどのような内容があるのか。

3点目は、導入への市長の考えをお聞きをしたいと思います。

○田中副議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の1番目の3点目についてお答えをいたします。

近年、このパートナーシップ制度を導入する自治体が増えつつある中、導入して

いる自治体では、当事者の方が大変喜んでおられる一方で、その反面、法的根拠がない中での制度となり、批判的な意見もあるなど、地方自治体による制度は効力が限定的であり、法的限界があると感じております。

そのためにも、この制度につきましては、法的保護を受けるためにも、国が主体的に取り組むことが最も有効であると考えておりますが、導入に至っていないのが現状であります。

本年6月1日に開催された全国市長会議において、近畿支部提出議案として、早期に整備するよう要望しているところであります。パートナーシップ制度の導入につきましては、他の法制度とも深く関係しているものであり、当市としても、直ちに制度化できるものではございませんが、現在、検討すべき課題として捉まえているところであります。

なお、現在、本市では令和2年度に策定した岩出市人権施策基本方針第2次改定版にも位置づけておりますが、性的マイノリティー、性的少数者に対する正しい知識の普及啓発、理解の促進に取り組んでいるところであります。

その他のご質問につきましては、市長公室長のほうから答弁させます。

○田中副議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 市来議員ご質問の1番目の1点目と2点目について、一括してお答えいたします。

市来議員から、先ほどご質問にありましたが、パートナーシップ制度につきましては、平成27年11月に渋谷区と世田谷区で初めて導入され、また本年10月1日から橋本市が和歌山県で初めて同性パートナーシップ制度を導入することが決定されるなど、パートナーシップ証明書あるいは登録証明書などの名称にて、証明書を交付している自治体が全国に広がりを見せていることは承知しております。

この制度を導入することで、当事者にとって広く社会的承認を得るための後押しとなるなど、課題の解消につながる可能性があるものと感じております。

パートナーシップ制度の効果につきましては、相続や税控除などの法的効力はないものの、導入自治体の増加に伴い、利用できる制度が増加しており、例えば、公営住宅への入居資格、病院での手術等の同意、住宅ローンの適用、死亡保険金の受け取り、家族割引制度などのサービス適用を受けることができるなど、パートナーシップに関する公的な証明を得ることで、生活のしにくさを解消するための制度導入であると認識しております。

また、自治体として制度を導入することで民間のサービス拡大にもつながり、性

的マイノリティーなど、パートナーシップに関する公的な証明を得ることで、様々な制度を活用することが容易になるものと考えております。

しかし、このように急速に広がりを見せるパートナーシップ制度の導入につきましては、他の法制度とも深く関係しているものであり、当市として、直ちに制度を導入できるものではありませんので、先ほど市長が答弁したとおり、現在、検討すべき課題として捉えているところでございます。

○田中副議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほども答弁あったんですが、やっているところについては、例えば、橋本市では互いに人格や多様性を認め合い、全ての人の人権が尊重される社会の実現のため、この制度を導入されたとしています。

また、性の多様性の理解促進に向けた取組を着実に進めて、一人一人が互いに人権を尊重し、誰もが自分らしく暮らすことのできるまちの実現に向けて取り組むなど、全ての人が多様な性を認め合い、誰もが尊重される社会を目指すものとして導入されているところが多く見受けられます。

行政が同性カップルの存在、正面から認めることは、共に生きていくという気付き、きっかけにもなりますし、意義は大変とても大きいと考えます。そして、今現在では、法的保障はないということでしたが、そのことによって当事者方が大変苦しんでおられるというのも、実際でございます。

制度実施自治体では、先ほどもおっしゃったみたいに、市営住宅入居申請や市民病院での面会、手術の同意、利用可能だったり、罹災証明書、所得課税証明書、納税証明書など、独自のまちで条例改正を含めた制度の実施や条例の改正をしなくても、要綱で定めながら運用しております。

パートナーシップ制度をつくり、カップルの存在を正面から認めること、これ自治体の規模に関係なくできることではないでしょうか。先ほど市長は、国が主体的に行うべきだという答弁がございました。国が実際に、今そういった実態が、国が主体的に動かない中で、各自治体で正面からこの問題をきちんと実際に受け止めて、そして当事者の立場に立ちながら、自治体でできるこうした制度を活用するということが行われているわけです。

当然、市長会に意見を上げたということなんですが、やはり岩出市としても、もっともっと積極的にこの制度を導入に向けた検討課題という形にはなっておりますが、そうではなくて、岩出市には当然公営の住宅もあります。また、那賀病院とい

う基幹病院もございます。そうした観点からでも、岩出市で実施する、そういった方向性に動いていただきたいと思います、それについて答弁を求めます。

また、先ほども言いました、病院での対応について、これまで家族でないことを理由に、パートナーとの面会や最期の立会いを拒否されたなど、たくさんの悲しいケースもございます。パートナーシップ制度には、こうしたケースを防ぐことを目的とした項目など、記載されている制度もあり、橋本市では市営住宅の入居や市民病院での面会や手術同意など、婚姻関係と同等の対応が受けられるようになるということになっています。

岩出市、紀の川市には、基幹病院、那賀病院があるんですが、岩出市だけが導入に至っても、この問題については解決できることはありませんが、ぜひ紀の川市、両市とともに、協力や協議、これが必要になってくると思うんです。ぜひ紀の川市にも働きかけながら、前向きに進めていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 市来議員の再質問にお答えいたします。

このパートナーシップ制度を実効性の高いものとするためには、より多くの自治体が共通理解の下に取り組む必要があります。特に実効性という観点からも、自治体間で取組に差異がないようするためにも、先ほど市長が答弁したとおり、国や県が主体的に取り組むことが必要であると考えております。

なお、本市の制度導入につきましては、先ほど市来議員からもお話がありましたが、紀の川市と合同でとかいう話がありましたが、現在、検討するべき課題として捉えているところであり、今後、先進自治体における制度の運用状況や県と近隣市町村の動向を注視しながら、調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○田中副議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中副議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2番目の質問は、低出生体重児ケアについてであります。

日本では、約10人に1人が低体重の赤ちゃん、リトルベビーです。厚生労働省の人口動態統計より出生体重が2,500グラム未満の赤ちゃんの割合です。厚生労働省は、出生児の体重が2,500グラム未満の子供を低出生体重児、1,500グラム未満を極

低出生体重児、1,000グラム未満は超低出生体重児と定義をしています。

日本の赤ちゃんの出生時の平均体重は約3キログラム、平均身長は約50センチです。しかし、2019年の統計では、全体の9.4%の赤ちゃんが2.5キログラム未満、1.0キログラム未満の赤ちゃんも0.3%いらっしゃいました。低出生体重児は、出生後にも医療的ケアが必要となる場合も多く、また、発育、発達の遅延や障害、成人後も含めた健康に関わるリスクが大きいことが指摘されています。

そのため、保護者は出生直後、退院後、乳児期、幼児期、学齢期といったライフステージごとに健康や障害、発育、発達、学習など、様々な不安を持ったり、育児上の困難を抱えたりしやすい傾向にあると言われております。

それぞれの成長過程において、相談窓口の充実、これは大切ですが、まずは出産後、家庭における母子、家族への支えとなる相談体制とケアは欠かせないものだと考えます。

そこで、市の低出生体重児数の推移と現状とケアはどうか、お聞きをいたします。

2つ目に、リトルベビーの成長とご家族の心に寄り添うのがリトルベビーハンドブックです。全国の自治体でその必要性が認識され、作成、導入が進められつつあります。一般に、母子健康手帳の発育曲線グラフの体重は1キログラムから、身長は40センチから、低体重の赤ちゃんは体重や身長を書こうと思ったら目盛りがありません。また、保護者の記録で手足をよく動かしますか、などの質問項目などは、たくさんありますが、はいかいいえで答えなくてはならず、小さく生まれた赤ちゃんの保護者の答えは、ほとんどがはいえとなってしまう、母子手帳に興味を失うとともに、小さく産んでしまって申し訳ないとの思いから、自分を責めてしまいがちです。

母子健康手帳に赤ちゃんのことを記入する場面でも、その後、何年間もつらい思いをすることが多いというふうな形で言われています。母子健康手帳を見るたびに、家族が落ち込んでしまうといった声が全国的に上がりました。

そして、その声に応えるようにできたのが、リトルベビーハンドブックです。全国的に広がっているこのリトルベビーハンドブックでは、体重記録をゼロから書き込めるようになっており、低出生体重児の発達の記録がしやすくなっております。

また、質問内容には、はい、いいえと答えるのではなく、子供の細やかな成長を喜ぶことができるよう、成長記録の記載ができるようなものとなっています。この冊子ができたことで、子供の成長の楽しみを実感できるといった声や不安を少しでも取り除くことができる当事者に寄り添ったものではないでしょうか。

リトルベビーハンドブックについての市の認識をまずお聞きをいたします。

○田中副議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の2番目の1点目、低出生体重児の岩出市の現状とケアはどうかについてお答えいたします。

岩出市の過去5年間の低出生体重児の推移は、平成29年度、2,500グラム未満は59人、うち1,500グラム未満は3人、平成30年度、2,500グラム未満は38人、うち1,500グラム未満は2人、令和元年度、2,500グラム未満は32人、うち1,500グラム未満は2人、令和2年度、2,500グラム未満は43人、うち1,500グラム未満は5人、令和3年度、2,500グラム未満は53人、うち1,500グラム未満は3人であります。

ケアにつきましては、母子健康手帳交付時にお渡しする新生児出生連絡表、または低体重児出生届を母子保健の窓口である子育て世代包括支援センターに提出していただくことにより、出生後、早期に訪問させていただいております。

また、フォローが必要な新生児については、出産した医療機関から情報提供書が届くことになっており、その場合も早期に訪問させていただいております。

具体的な支援といたしましては、母親へのメンタルケアや体重測定など、成長及び発達状況の確認に加え、乳房ケアなどの育児の支援を実施しております。

続きまして、2点目のリトルベビーハンドブックの認識は、についてですが、リトルベビーハンドブックとは、早産などで小さく生まれた赤ちゃんの保護者が、子供の成長を記録していただくことができる冊子であると認識しております。

母子健康手帳に記載されている成長曲線や月齢ごとの発達目安では、先ほど議員からもありましたように、記録できないことも多いため、主に1,500グラム未満の低出生体重児用に作成されたものでございます。

なお、和歌山県及び県内の自治体において、現在、導入しているところはございません。

○田中副議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 岩出市の現状と対策を言っていただきました。それから、リトルベビーハンドブックについての認識もお聞きをいたしたんですが、現在、県レベルで、県もそうですし、他の自治体も作られてないということなんですが、やはり岩出市の中でも、該当される赤ちゃんがいてるということを考えれば、やはりそこに寄り添う形として、このリトルベビーハンドブック、市町村での作成も広がってますんで、

岩出市でも、こうしたハンドブックの作成をできないものかということになってくるんですが、その辺についての提案をさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えします。

リトルベビーハンドブックの導入についての市の考えはということでございますが、導入されているのは、都道府県や政令指定都市になっておりまして、出生体重が1,500グラム未満で生まれた赤ちゃんの保護者へ配布しており、出産した新生児集中治療室のある医療機関で主に発行されております。

岩出市では、毎年5人以下であります。1,500グラム未満の赤ちゃんは生まれております。しかし、岩出市で導入するとなると、入院中の新生児集中治療室のある大きい病院ですね、産科医療機関で配布していただくこととなりますので、岩出市の低出生体重児のみに配布するというのは、技術的に難しいと考えております。

県として導入していくことができないか、岩出保健所内での母子健康担当者会議や和歌山県健康推進課母子保健班との会議において、働きかけていきたいと考えております。今後も県の動向に注視してまいります。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 子供医療費の無料化の実施をについてであります。

これまでも何度も取り上げてきた子供医療費の無料化を求める質問、いまだ実施に踏み切らない姿勢に、多くの市民の皆さんから無料化を求める声、必ず聞いてまいりました。県内唯一、自己負担を市民に押しつけ、実施されていないこと、残念でなりません。

国の責任において実施することが、当然必要であると考えます。しかし、制度が現段階でない以上、自治体の果たす役割は非常に大きいものだと思います。

現在、子供の医療費無料化はどんどんと広がり、無料化の対象年齢を18歳にまで引き上げて実施する自治体も増えてきました。和歌山県内でも徐々に年齢の拡充が行われており、地域間格差は広がるばかりです。市民の皆さんは、せめて近隣市町

村並みに実施をしてほしいというのが願いです。

今回の質問は、物価高騰から経済的脆弱な子育て世代を守る手だてとして、子供の医療費の無料化を提案いたします。

お配りしている資料は、内閣府が2010年3月に発表したインターネットによる子育て費用に関する調査の報告書の中から抜粋をしたものです。報告書は12年前のデータで消費税や社会保障費、物価、また公的補助など、現在とは異なるため、あくまでも全体のイメージを捉えるために引用をいたします。

第1子1人当たりの年間子育て費用額、未就学児は104万3,535円、小学生115万3,541円、中学生で155万5,567円です。資料にも書かれてありますように、子育て費用が最もかかるのは中学生で、未就学児の約1.5倍です。下の表を見ていただければ分かりますが、子育て費用の内訳で、比重の高い費目は、未就園児は、子供のための預貯金、生活用品、小中学生は食費の比重が高いです。

2枚目をめくってください。これは2枚目の資料は、食費についてであります。

食費は、子供の年齢、学年が高いほど多くなっていることが表れています。ゼロ歳の食費は年間約11万円が、中学生では約36万円、3倍です。現在においても、食費の分野は同じような結果が出ると考えられます。そして、今、物価高騰が次々と起こる中、電気代、ガス代、ガソリン代といった生活必需品、生活に欠かせないものが値上げの中心となっています。

同じ物価高でも、衣類や耐久消費財などは我慢して買うのを先延ばしできます。しかし、毎日の食料品や光熱費は、そういうわけにはいきません。本来の物価高は、景気がよく賃金も上がって、元の価格が上がっていくもの。しかし、今起きているのは、給料は上がっていないのに物価高です。こうした状況を踏まえ、どういった対策を打ち出し、市民生活を守るかが、自治体に今問われております。

私は、今、この無料化の実施、今こそ決断をするときではないかというふうに強く思うわけです。病気やけが、予測ができないものです。突然必要となる医療費の負担、僅かであっても、子育て世代には痛いのです。子供に我慢をさせないで、安心して医療機関にかかれるように、今こそやるべきときではないでしょうか。

医療費の無料化は、家計を支える重要な役割を果たす。そうした意味で、市長に無料化の判断を求めたいと思います。

○田中副議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の3番目、子供医療費無料化実施についてをお答えいた

します。

本市における子供医療費助成制度につきましては、段階的に無料化の対象を拡充及び現物給付化に取り組んでまいりました。市においては、限られた財源の中で、子育て支援施策をはじめとする様々な福祉施策として、健康づくりの推進、地域福祉の充実、高齢者福祉・障害者福祉の充実、良好な生活環境の確保など、あらゆる世代に対して、バランスの取れた施策を実施しております。

議員ご質問の経済的に脆弱な子育て世代については、生活保護制度や独り親家庭医療費助成事業などの他施策において、子供だけではなく、保護者も含め、医療費を無料としております。子育て世代への支援として、これまで様々な給付金を支給してきたほか、物価高騰対策として、本議会でご承認いただきました子育て世帯生活支援特別給付金について、速やかに支給し、低所得者の子育て世代を支援してまいります。

子供医療費助成制度につきましては、これまで議会において何度か説明しておりますが、子供を取り巻く方々に、子供の健康に対する意識を高めていただきたいこと、また将来にわたって事業を安定的に運営していくことなどを総合的に勘案し、現行の制度で推進してまいります。

この制度につきましては、本来、少子化対策として、国において全国統一的に実施されるべきものと考えておりますが、これまで国に対して強く求めてまいりましたが、今後も国や県に対して要望をしてまいります。

なお、本年6月1日に開催された全国市長会議では、全国各支部からの提出のあった全国一律の子供医療費助成制度の創設を採択し、国に対して要望したところがあります。

○田中副議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 相変わらずですね、バランス論をおっしゃっています。いろんな施策をして、当然、必要なところに必要な施策をやるというのは、自治体として市民を守るという点では当たり前のことです。

あと2,000万と執行部はおっしゃったんですね。あと実施するのに2,000万。その2,000万がこの岩出市で出せないわけがない。先ほどもお金の話をされました。それは継続的に、持続的に可能でやっていけないといけない問題。でもね、岩出市よりも財政厳しいところでもちゃんとできるところはやっているんですよ。

市長がしっかりと判断をしていただきたいんです、政策的にこれをやるという。

これまでもコロナの対策等々でやってこられました。もちろん独り親世帯に対する給付金だったり、医療費の問題についても、いろんな形で対策を打っていると。それはどこでもやっているんですよ。

この子供の医療費というのは、岩出市市民全体に子育て世代には大きく関わる問題で、私はこの話、子育て世代だけが言っているわけじゃないと何度も言ってます。

子育てを終えられた方、高齢者からも、子供にお金をかけてほしいというふうな声が聞こえるんですよ。

バランス論を持ち出して、バランス論を持ち出せばバランスよく何もしないと、これまでも言ってきました。私は、やっぱり今こそ子供の医療費を無料化にして、国がやらないんだったら自治体がやらないと、いつまで国を待つんですか。しっかりと子供たちを守るという視点が、もうちょっと持っていただいて。この施策を実施にしていいただきたい。強く思っています。市長、できませんか、決断は。判断できませんか。

今まで言っていた子供に目をかけてほしいから、これ保護者、納得しますか。

市民の願いです。ぜひ、今こそ子育て世代を守るためにも、僅かなお金であっても出すこと大変になってくるんですよ。ぜひ実施に、行っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再質問にお答えいたします。

再度、医療費の無料化についてということでございます。ご質問の子供の医療費無料化のご意見であります。これは以前から承知しておりますが、一方で、多くの市民の皆さんにおいて、高齢者施策等、各施策とのバランスを欠くことのないようご意見をいただいております。

また、この制度は、従来にわたり持続可能な制度を安定的に維持するためにも、一定の受益者負担は必要になりますので、慎重に捉えた上で、現在、子供医療費無料化の充実は考えておりません。

○田中副議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中副議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

通告6番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いしま

す。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、空き家問題について、そして運動施設の充実について、この2つの点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この2つは、私が政治姿勢で掲げる5つの思いの地域づくり戦略の重要な課題であります。内容の一部としまして、空き家、空きテナントの活用で、唯一無二の店舗街を生み出すこと、またストリートスポーツ文化の創出であります。これらは市民の皆様が抱く意見、要望で掲げさせていただいた思いであります。

では、まず初めに、空き家問題について、2点お伺いします。

昨今、この問題が2022年問題と重なり、クローズアップされ、ニュースや新聞、ネットワークで目にする機会が増えております。住まいとしての役割を終え、忘れられてしまったかのように、そのまま放置されてしまう空き家、この空き家が、今、急速に増加し、大きな社会問題になっております。また、この問題には、少子高齢化と人口減少という各自治体が直面する課題が大きく関係しているとも考えられています。

総務省が発表した最新の住宅・土地統計調査によれば、全国の空き家数は、過去10年で89万戸増加し、全体で846万戸となり、空き家率割合は13.6%、過去最高水準になっています。

そして、ある総合研究所が2018年6月に発表したレポートによりますと、2033年には、国内の空き家数は1,955万戸、空き家率も現在の2倍の27.5%となる予測をしております。

一般住宅の4軒に1軒が空き家となれば、自宅の前の1軒が空き家となり、地域コミュニティの崩壊と多くの問題が起こることは、誰もが不安に思うところであります。

しかしながら、現実には十数年前からこの問題が起きており、いち早く対策に乗り出す自治体もあり、先を見据えた取組が各自治体で異なっているのも事実であります。これは、当時から自治体への苦情としても少なからず寄せられてきたものと、様々な課題、要因、原因があり、もはや自治体レベルでの対処だけで解決が難しいとされ、また、助成による撤去が進んだ自治体もあったとされていますが、人口減少によって予想されている空き家増には到底追いつけず、財源的に自治体任せでは

限界があり、もっと大きな打開策が必要と思われた中、国レベルで模索された対策は、平成27年に空家等対策の推進に関する特別措置法、通称空家法であります。

この空家法は、自治体による空き家の実態調査や空き家の所有者への指導、空き家の柔軟な転用や活用ができるように定めてあり、空家法では、周囲への危険や景観を損ねる空き家を自治体が特定空き家と定めることが可能とし、問題となっている空き家の立入伐採や住宅の解体撤去など、助言、指導、勧告、命令ができ、行政代執行も可能となり、住み手も所有者も不明な空き家の処分を行政でできるようになっております。この法律が施行され、各自治体が空き家等対策計画を策定し、改定に至っています。

本市も平成28年3月に策定し、令和3年2月に改定に至っております。岩出市空家等対策計画の第1章、計画の目的と題し、空家等の増加により発生が予想される災害、衛生、景観等の多岐にわたる問題の解決に向けて、空家法だけでなく、その他の様々な施策による総合的な対応を念頭に、具体的な対策を示すことを目的としてまいりますので、今後、この計画書の検証も行っていきたく思っております。

今回の改正に当たり、令和3年から令和4年までの5年間は、新たな企画期間と定める中で、実行された対策、新しい対策があると思います。

今回、なぜ空き家問題について一般質問したかと申しますと、この問題が二、三年前から市民の不安要素であったり、ご相談された経緯があったからです。それを踏まえて、本市と先進自治体の対策を調べた結果、新しい対策や画期的な方法でまちの活性化につなげている事例もあった点で、提案型の事例を参考としていただきたいと思ったからです。

まず最初に、新しい政策として、生駒市の全国初、いこま空き家流通促進プラットフォームであります。全国的に空き家問題に関して、NPO、また民間連携で空き家バンクがあり、国土交通省の空き家・空き地バンク総合ページから、大手企業2社と自治体運営空き情報サイトというリンクがあり、そこから各自治体の情報がアクセスできます。

和歌山県下の全ての自治体は、1社のホームページにつながり、情報を得ることができます。そのうち2市5町は、自治体のホームページにも空き家バンクのページがあり、よりきめ細やかな市民サービスを行っています。

この空き家バンクとは違い、生駒市のこの政策は、公的データを活用し、オーダーメイドの空き家政策と言われています。生駒市と協定を結んだ不動産関連団体、宅建士、建築士、司法書士、銀行、NPO、土地家屋調査士、建築施工事業者の8

団体と締結し、平成30年5月28日に設立しています。

何が全国初かと申しますと、1. 市が保有する貴重な空き家情報をプラットフォーム8団体に提供します。2. 一つ一つの物件についてカルテを作成し、オーダーメイドで対応方針を提案します。

3. プラットフォームを中心に、専門家が協力し、流通促進に向けた具体的な支援をワンストップで行います。これらを月1回開催しているとのこと、これで所有者のメリットは、物件の活用について、悩みや不安を事業者にご相談できるようになります。事業者は、これまで把握困難であった所有者不明の空き家の情報を取得することにより、事業者は、所有者と接触しやすくなります。市は、市内の空き家、中古住宅の流通により、安定な税収の確保と健全な不動産市場に形成が期待できるとあります。まさに、行政が苦勞された市民サービスの向上を実現した事例だと思えます。

次に、画期的な先進自治体の事例は、空き家を負の遺産ではなく、まちづくりの支援と捉え、人口対策、観光、経済活性化につなげています。コロナ禍の中、テレワークを用いた新しい生活様式に対して、移住ニーズを逃がさず、空き家対策、民間企業と連携し、古民家をホテルにし泊まれる事業、まだまだ検索し、いい情報を市に還元していかなければならないと考えています。このような新しい対策がまちの活性化にもつながり、ひいては岩出市民の暮らしを豊かにするもの、対策と考えております。

そこで質問ですが、1点目としまして、本市の状況をどのように認識しているのか、市の見解をお聞かせください。

2点目としまして、本市が行ってきた今までの対策と今後の新しい対策についてお答えください。

この2点についてお願いします。

○田中副議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の1番目、空き家問題についての1点目、本市の現状をどのように認識しているのか、市の見解をについてお答えいたします。

空き家問題は、全国的に少子高齢化による人口減少、新築住宅の供給過多、固定資産税の増加対策、相続問題などを原因に、年々増加し、地域社会における深刻な問題に発展しています。

総務省実施の平成30年住宅・土地統計調査において、全国の空き家率は、住宅全

体の13.6%となり、過去20年で約1.5倍に増加しています。一方、本市の空き家率につきましては12.1%となり、和歌山県の空き家率20.3%を大きく下回り、県下で最も低い状態にあります。

しかし、本市においても、近年の人口動向や高齢化の進展に伴い、未利用住宅が増加傾向にあることから、市では将来的な問題も含め、重要な行政課題と捉えています。

次に2点目、今までの対策と今後の新しい対策は、についてですが、市では、平成27年の空家等対策の推進に関する特別措置法の施行後、岩出市空家等対策計画を作成し、現地確認や所有者等の調査後、不適切な管理の空き家に対し、他法令等との連携を図りながら、所有者等に問題改善や適正管理をお願いするためのお知らせや助言通知等の働きかけを行っております。

これまで市に寄せられた相談、苦情等につきましては、令和3年度末時点で73件となり、そのうち改善されたものが40件となります。

また、本市の空き家問題は、他の過疎地域等で見られる事例とは異なり、旧集落内の古い建築物だけでなく、分譲地内での未利用となった小規模住宅によるものも多くなってきており、相談、苦情等の内容につきましても、草木の繁茂や害虫の発生などが大半であり、倒壊の危険性のある建築物に対するものはごく僅かでございます。

空き家問題につきましては、土地・家屋ともに私有財産であることが最大の問題であり、法的措置なしに行政が勝手に処分することはできず、また助言等を行っても、遠隔地居住や金銭的負担などを理由に、適正な管理を行えないケースや複雑な相続関係により、相続人等の特定に時間を要するケースなど、課題も多くあります。

現在、本市ではまだ使用できる空き家の再流通や建物を除去し、更地としての販売など、倒壊の危険性や草木の繁茂、または周辺的环境衛生への悪影響など、未然に防ぐための手だてとして、市行政として何が可能であるかの研究を進めているところであります。

現段階において、具体的な施策をお示しすることはできませんが、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、特定空家等への判定や勧告、命令など、法の厳格運用も視野に入れ、まちの活力維持のため、将来に向けてのまちづくりを進めてまいります。

○田中副議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 答弁の中で、現段階において具体的な施策を示すことはできないとありましたが、岩出市空家等対策計画の岩出市空家等対策協議会で、よりよい対策を協議していただきたいと思います。

また以前、本市の65歳以上の独り暮らしの方が、なかなか所有土地を管理できないという話をお伺いしました。空き家の発生率の約6割が相続問題であり、所有者の4分の1が遠くに住んでいること、登記問題でなかなか進まず、対応に苦慮するケースが多いと聞きます。

前もって空き家になる前の対策が必要だと考えますが、これから起こり得る空き家問題に対して、住宅・土地統計調査で65歳以上の持ち家、一戸建ての単身世帯に対し、対策としまして、特別な欄を設けるなど、持ち家の相続など、記載できるよう、他の課と連携を進めていく対策もあると思います。

そこで、最後に質問です。岩出市では、市内の空き家状況を把握するため、市独自の状況調査を実施しているのか、お答えください。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 再質問についてお答えいたします。

市独自の状況調査についてですが、市では空き家対策に関する基礎データの充実を図るため、令和元年度から毎年度、上水道給水中止情報に基づく空き家状況調査を実施しております。内容につきましては、上水道の給水中止物件のうち、居住されていない未利用住宅の把握となり、令和2年度末時点で658件となります。

なお、令和3年度分の調査につきましても、現地調査を含め、8月実施の計画で準備を進めており、引き続き市内住宅の現状把握に努めてまいります。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、運動施設の充実について、2点お伺いします。

冒頭、「フットサル競技場なんか岩出市にあったら最高なのにな。」「3on3バスケができるゴールが欲しいよね。」「ダンスができるオープンスペースがあればね。」これらは市民の方々の声であります。

今日、多様化するスポーツ競技で、特に競技者が急増しているのがストリートス

スポーツであります。現在では、アーバンスポーツと定義されています。これは都市型のスポーツのことで、競技場などでなく、広場やストリートといった日常で目に見ている場所で楽しむ競技とされています。オリンピックで注目されたスケートボード、BMX、スポーツクライミング、またダンスやストリートバスケなどなど、多岐にわたります。

これらの競技の中には、速さや高さを極限まで追求し、過激で華麗な離れ業を競うスポーツもあり、さらに音楽やファッションの要素を加味され、若者の文化として注視されている競技もあります。また、オリンピックを通じてスポーツ庁が実施するスポーツによるグローバルコンテンツ創設事業の一環で、イベントを通じて、競技の魅力やルールを知ってもらうことを目的とした事業にいち早く名乗りを上げたさいたま市は、アバスポさいたまとして親子連れから広い年代層に喜んでもらっており、住民サービスの見本となっております。

そんな中、日本発祥の世界大会「CHIMERA A-SIDE」スケートボード、BMXの大会も話題となっております。

このようなオープンスペースを活用した住民サービスは、子供たちや若者の人材育成や生涯スポーツの実現に向けた普及啓発には必要だと考えます。また、全ての市民の皆様も同様だと思いますが、どう認識されますでしょうか。

それでは、質問いたします。今まで市民の方々からどのような要望がありましたか。件数と、また内容についてお答えいただきたいと思えます。

2つ目は、本市の今後の取組についてお答えください。

○田中副議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 尾和議員の運動施設の充実についてのご質問についてお答えいたします。

1点目、今まで市民からどのような要望があったのか、件数と内容はについてありますが、市民の皆様からの行政に対するご意見、ご要望をお寄せいただく機会として、例年実施している市政懇談会での過去5年間における運動施設の設置を求めるとご要望は2件で、1つは、市民プールに温水プールとお風呂の設置、もう一つは、室内プール併用の室内アスレチック施設の設置を求めるというものでありました。また、令和2年度に実施したスポーツ推進計画の見直しに向けての住民アンケートにおける具体的な運動施設の設置を求めるとご要望は5件で、パークゴルフやグラウンドができる施設、スケートボード場、温水プール、アスレチック施設、ボル

ダリング施設の設置を求めるというものであります。

なお、施設の設置を求めるもの以外では、老朽化した施設の修繕を求めるものや利用時間枠の見直しを求めるご要望などもいただいております。

次に、2点目の今後の取組は、についてであります。運動施設の設置を求める全てのご要望にお答えするのが理想ではありますが、現実的にはそうもいきません。

運動施設のほかにも岩出市において整備すべき施設がある中であって、市民のニーズの把握に努め、総合的に判断しながら整備を進めてまいりたいと考えております。

なお、市議会から意見書をいただきました高齢者スポーツ施設の整備につきましては、令和5年度中の完成に向けて取り組んでおります。

○田中副議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 答弁いただいたように、住民アンケートは行政にとって必要不可欠なものであります。どれだけの市民がアンケートについて認識しているか、疑問に思うところがございます。これらを踏まえ、どうやって市民のニーズを今後把握していくのか、お聞かせください。

○田中副議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁した市政懇談会や各種計画の策定時や見直し時に実施する住民アンケートのほか、インターネット意見箱等を通じて把握に努めたいと考えております。

○田中副議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中副議長 これで、尾和正之議員の2番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中副議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって今期定例会を閉会とすることに決しました。

ここで閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、福山晴美議長が病気療養のため、会期中の会議を欠席することとなり、法の規定によりまして、副議長の私、田中宏幸が議長の職務を務めさせていただきました。

去る6月7日に開会して以来、議員の皆様方には、本日までの17日間にわたり、提案されました条例の一部改正等、重要案件について慎重なるご審議を賜るとともに、議事運営につきましても特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりましたことに、心から厚く感謝申し上げます。ありがとうございました。

簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

これにて、令和4年第2回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(14時16分)